

2017年6月10日
テオリア第57号

定価 350円
毎月10日発行
定期購読料 年間 4000円
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

θεωρία テオリア

発行 研究所テオリア
東京都千代田区内神田1-17-12
勝文社第二ビル101
TEL&FAX 03-6273-7233
ホームページ
http://theoria.info
E-mail: email@theoria.info

共謀罪—内心を監視する社会



5月23日・国会前

共謀罪—

内心を監視する社会

安倍政権は20年東京五輪を口実に、21世紀の治安維持法に共謀罪制定へ強行を重ねている。共謀罪は警察に市民生活の日常的監視の強大な権限を与え、話し合うこと・自由意思を犯罪化しようとするものだ。

森友疑惑、加計学園疑惑など一連の疑惑、スキャンダルが相次ぐ中で、安倍政権は2020年新憲法施行という9条改憲スケジュールを打ち出し、正面突破を図ってきた。同時に進められる朝鮮半島情勢を利用した軍事化、辺野古新基地建設での護岸工事、「天皇代替わり」、原発再稼働。

「オルタナティブ」を含む「情報」が氾濫する現代、民衆の立場に立つ歴史認識、状況を俯瞰する力が求められる。(5月20日)

夏期カンパをお願いします

皆さん。夏期カンパをお願いします。

安倍政権は共謀罪法案、東京五輪、原発再稼働、沖縄基地建設、「天皇代替わり」、北朝鮮情勢を利用した軍事化を押し進め、20年9条改憲を宣言。戦後民主主義、平和主義の破壊の《完成》をめざしています。

困難の状況の中で、変革のための民衆の思想、理論、社会ビジョンをどのように創造できるのか。共に探求していきましょう。

2017年6月

研究所テオリア運営委員会

◆カンパ送り先

郵便振替 00180-5-567296 研究所テオリア

城南信用金庫神田支店 普通口座 口座番号2809573 口座名 研究所テオリア (信金への振込の場合はFAX、メールなどで振込内容をご連絡ください)

講座テオリア

徹底解剖 トランプノミクス

—世界はどうなるか—

宮崎礼二

(明海大学准教授、アメリカ経済論)

6月10日(午後6時開場、6時15分開始)

文京区民センター13階C会議室

1000円(会員500円) ※要申込

講座・三里塚闘争50年

三里塚の女たち 石井紀子

三里塚と民主主義 平野靖識

中川憲一／大森武徳／白川真澄

6月発行予定

定価 600円

発行 研究所テオリア

紙面紹介

憲法と共謀罪 山下幸夫……………2〜4面

資本主義に未来はあるか(中) 白川真澄……………5〜6面

種子法廃止で何が起るか、日本はどうなる……………7面

安倍靖国訴訟／沖縄／憲法……………8面

国連・憲法問題研究会講演会

憲法と共謀罪

山下幸夫 弁護士、日弁連共謀罪法案対策本部事務局長

強行される共謀罪審議

4月19日から国会での共謀罪法案の本格審議が始まった。報道などで接していると思うが、強行審議が行われている。いつから審議をするか、参考人として法務省局長を呼ぶことを与党が強行して決めた。

審議が始まったばかりなのに、4月25日には衆院での参考人質疑が行われる。普通、学者などを呼ぶ参考人質疑は法案審議の終盤。これも与党が強行。常に与党が一方的に決め、審議を強行していく状況。

安倍政権は2013年特定秘密保護法に始まり、戦争法などを強行採決している。昨年6月成立した「刑事訴訟法等の一部を改正す



政府は名称を「テロ等準備罪」としているが、法案の中にはテロ等準備罪という言葉はない。それなのに、一

部のマスキミは「テロ等準備罪」と報じている。共謀罪法案は03年から06年まで国会で上程され、廃案になった。今回少し形を変えて出されてきた。

政府与党は何としても成立させると。先ほど言ったようなスピードで次々と強行してきている。今年5月下旬のG7サミットは、共謀罪制定の口実にしている国際組織犯罪防止条約が署名されたイタリアのパレルモに近いタオルミーナで開催なので、G7前に批准したいと考えていたようだ。当初は大型連休前に衆院通過ということを目指していた。さすがにそれはできなかったが、この国会で成立させる、連休明けには衆院を通過させる、延長しても通すと強硬にやってきている。今年憲法施行70年。安

目くばせだけで共謀成立

憲法との関係で共謀罪の何が問題になるか、考えていきたい。

元々、共謀罪法案は03、06年国会に提出され、三度

倍政権は一貫して憲法を破壊する。権力を制限するという立憲主義を否定し日本国憲法を破壊し、戦前型の体制に戻すと。日本会議などが主張してきたことをひとつひとやってきた。

共謀罪法案は特定秘密保護法からの一連の流れにある。非常に強大な権限を警察に与えて、市民運動を弾圧する。私たちが徹底的に取り締まることが出来る権限を警察に与える。そのような法律として制定されようとしている。

表現の自由、結社の自由など、憲法で保障されているさまざまな権利を一網打尽に否定するような法律をつくる。次には「憲法改正」(改悪)が控えている。その中、通常国会の攻防が続いている。憲法「改正」に向けた非常に重大な岐路に立っている。

目くばせだけで共謀成立

廃案になった法案。05年から06年にかけての三度目の法案の時は、国会でかなりの議論がされた。その中で明らかになった

わさな「黙示の共謀」で言葉は一切交わさなくても共謀が成立する。これが答弁の中で明らかになった。

2005年9月、小泉政権が郵政解散をして、自公が3分の2以上をとった。この総選挙後の特別国会で、共謀罪法案が初めて本格的に議論された。当時の国会情勢は、今の国会情勢に似ている。今の金田勝年法相もほとんど答弁できないが、当時の南野知恵子法相も法律に詳しくなく、ほとんど答弁ができなくて度々審議が止まっていた。

後に検事総長になった大林宏刑事局長(当時)は現在の林真稔刑事局長と違って、かなり率直に答弁した。当時衆院法務委員会委員だった保坂展人世田谷区長は大林局長にいろいろ質問して、答弁を引き出した。

この時の国会答弁については、『共謀罪』なんていう本がない?!—これってほんとは「テロ対策?」(山下幸夫編著、合同出版)の中で保坂さんが書いている。インターネットのハフィントンポストにも書いているのを読むこともできる。

その中で一番のトピックは、どういった場合に共謀とされるのか。具体的な計画を話し合っ、犯罪を具体的に合意するのが共謀である。それだけ聞くと、恣意的な認定は認められないのだと思う。実はそうではない。共謀というのは、言葉

内心の自由を侵害

今回の法案は「共謀」を「計画」と言い換えているだけ。結局、計画があったかどうかは第一義的には警察が判断することによって決めることができる。何をやってなくても、ある日突然「共謀したでしょ」となる。これが最大の問題。

先ほど言ったように、現在の法律は共謀をほとんど処罰しない。処罰は例外的な場合のみ。

ひとつは、そもそも共謀があったかどうかはわからない。どこかで2人以上の人が話し合っているだけ。共謀の段階では何も起きていない。現在は刑法の内乱罪や特別法の破壊活動防止法など特別な場合だけ共謀罪を作っているが、ほとんど使っていない。破防法を適用した例はあるが、共謀があつたかどうかは普通に分らない。いつ成立したのかが分からない。いまいちなものを摘発するのはよくない。

法務委員会) 南野法相も認めた。言葉之交わさなくても共謀が成立する。言葉を交わさなくても共謀が成立する。これが答弁の中で明らかになった。

日本の判例には共謀共同正犯がある。法律の条文にはないが、明治時代から判例があつて、現在は確定した判例になっている。

保坂さんの質問で、日本は共謀共同正犯の判例がある。山口組の組長が車で移動中、別の車に乗っていた護衛の組員が拳銃を持って銃刀法違反で逮捕された。それで組長に銃刀法違反の共謀共同正犯が成立するのかが争われた事件があつた。最高裁はそういう状態だから会話がなくても「黙示の共謀」があり、共謀共同正犯が成立するとしてた。

保坂さんがこの判例を素材に質問したら、共謀罪の共謀も共謀共同正犯の共謀も同じ概念だ。黙示の共謀も共謀罪の共謀となるので共謀罪が成立すると、大林局長が答弁した。

そこで有名な「目くばせだけで共謀が成立」という答弁があつた。

大林局長は「共謀を認定するものはいろいろな形態。順次共謀もあります。それから黙示による共謀もあります。それが具体的な犯罪に対して、犯罪をしよという主目的な合意である以上は共謀と言えるところです。」「共謀としては目くばせでも十分共謀が成立する場合はあると思えます。」(05年10月21日、衆院

いたと警察が判断、認定すれば、逮捕状を請求して逮捕することができる。運用する警察の側がどのように認定するか。判断するのは一義的にはどこまでも警察。実態がないわけだから、いかようにも解釈できる。警察が判断して共謀罪を適用することができる。そのことが05年審議で明らかになった。そのことが引き継がれている。

「共謀」というのは、言葉之交わすということ。言葉が外に出るが、先ほど言ったように阿吽の呼吸とか、言葉に出さない共謀もある。限りなく内心の自由に近いものがある。共謀の段階で処罰するということは限りなく内心の自由を侵害する。

これまで原則としてほとんど処罰をしなかったもの

「共謀」というのは、言葉之交わすということ。言葉が外に出るが、先ほど言ったように阿吽の呼吸とか、言葉に出さない共謀もある。限りなく内心の自由に近いものがある。共謀の段階で処罰するということは限りなく内心の自由を侵害する。

これまで原則としてほとんど処罰をしなかったもの

を処罰するに換えようとして
いる。この差は大きく大
きい。

これまでとの違いが大きい
のは捜査。国会審議でも
いつから捜査ができるのか
が議論になった。

これまでは実行の着手で
処罰。殺人なら、人を殺そ
うと、その人に近づいて、
包丁を向ける。

実行に近づいた段階で犯
行の着手。ここから犯罪行
為が始まって、結果が出な
い場合は未遂。結果が出た
ら既遂。これまでは犯罪行
為着手を処罰する。

何も起きてない段階から 捜査に根拠

ここ数日の国会審議で出
たのは任意捜査について。
警察が尾行する行為を現行
法では任意捜査と言う。強
制捜査と任意捜査の違いは
強制捜査には裁判官の令状
がある。憲法34条、35条に
基づいて、警察が勝手に強
制捜査はできないという令
状主義がある。

任意捜査は強制捜査より
も前からできる。この間の
審議では共謀するかもしれ
ないという段階から任意捜
査ができると認めている。
任意捜査の典型例は尾行や
張り込み。

今までは、結果が発生し
てから捜査していた。それ
が結果が発生する前から、
さらに共謀よりも前の段階
から任意捜査できる。
市民運動団体、労働組合

実際は犯行が行われて、
犯行があったことが判る。
犯行の終わりが近いところ
で、判って捜査に着手する
が多い。

今回、共謀を計画と言
い換えようとしている。さら
に「準備行為」というのが
なければならぬという言
い方をしている。それでも、
現行法の実行着手よりも前
の行為。

今政府が言っているの
は、準備行為があつて、こ
こから捜査ができる。ここ
でいう捜査は強制捜査。逮
捕、家宅捜査など。

会社組織などの団体の構成
員について、こいつら何か
やるかもしれない。共謀
すら行われていない段階か
ら、怪しいと尾行する監視
するというのが基本的な
捜査になる。捜査の開始が
ずっと早まる。

これは令状主義とは関係
ないので、ある特定団体の
構成員を怪しいとターゲット
にして、日常的に監視を
する、尾行をすることがで
きるようになる。
現行法では共謀はほとん
ど罰せられない。そのため、
現在では公安警察が捜査で
はなく、情報収集活動とし
てやっている。共謀罪が成
立したら、犯罪の計画より
も前の段階から監視するこ
とができる法的な根拠が与
えられる。

今回、警察が一番やりた
かったのはこのことだと思
う。いまは基本的にはでき
ない。今後は277の何か
の罪に当てはめれば捜査で
きるようになる。組織的犯
罪処罰法の中にある組織的
威力業務妨害罪、組織的信
用棄損罪などが一番使われ
そう。

例えば、原発の再稼働に
反対をする市民運動団体が
あるとして、国会へ行って
国会正面玄関を座り込みで
封鎖して、国会に入れない
ようにしようと話し合う。
そうすると、組織的威力業
務妨害罪になる可能性がある。
そのことについて集
まって話し合い、地図を買
うとか地図を調べる。そう
いうことをすると準備行為
となりうる。

警察はそういうことをし
そうな団体だと判断すれ
ば、日常的にある団体の構
成員をずっと監視すること
になる。この人たちは毎週
のように国会前に行ってい
るとか、地図を買っている
とか、現地を視察している
とか。いろいろなことを日常
的に見ている。

今度の法案は、団体が「組
織的犯罪集団」であること
を要求している。単に2人
以上が話し合っただけでは
なく、規定が組織的犯罪処
罰法にある関係で、まず団
体があることが必要であ
り、その中の構成員の2人
以上が共謀することを
求めており、その共謀した
人のことを組織と呼んでい
る。

大林刑事局長は「団体と
は共同の目的を有する多数
人の継続的結合体ですの
で、そのような共同の目的
を有する団体として犯罪行
為を行うことを意思決定し
たと考えるためには、犯罪
行為を行うことが団体の共
同の目的に沿うものでなけ
ればならない」

「団体の共同の目的とは、
必ずしも、設立登記や定款
に記載されている目的や、
団体が形成された当初の目
的のみをいうものではない
く、当該共謀が行われた時
点における個別具体的な団
体の活動実態に照らして判
断されることとなります。
したがって、当初の目的が
失われ、犯罪集団化した場
合には、共謀罪が成立し得
る」と国会答弁していた。

をしようとした段階で団体
の性格が組織的威力業務妨
害を共同目的とする団体に
「一変」と警察は判断。
その団体は「組織的犯罪集
団」になったとして、その
構成員が計画をして、かつ
準備行為があればその人た
ちを逮捕することができ
る。

10人の内4人が欠席で会
議にいなかったとしたら、
共謀には加わっていない。
そういう人がいたとして、
その団体は組織的犯罪集団
に変わったと判断される。
4人は逮捕されなくとも、
話し合っただけで威力業務
妨害罪を計画して準備行為
をしたとして座り込みもして
6人を逮捕することが可能
になる。

そのことが分かるために
は、日常的な活動をずっと
監視していなければ、この
人たちがどのようなことを
しようとしているかを判断
することはできない。その
団体が組織的犯罪集団に変
ったかどうかは、活動内
容が一変したかどうかで判
断すると言っている。前の
活動内容から今の活動内容
が変わったということをと
らえないと組織的犯罪集団
かどうかを判断できない。
だから、警察はこの団体の
構成員を任意捜査というこ
とで尾行、監視をする。そ
の根拠になるのが今回の法
律。

10人くらいの団体に6人
以上が来週国会前に行っ
て、正門前に座り込んで封
鎖しようと「共謀」する。
団体の過半数の人が共謀し
て「組織的威力業務妨害罪」

日常的に監視されたいとい
うことは、表現の自由など
様々な自由が侵害され
る。尾行されるわけだから、
プライバシーはすべて見ら
れてしまう。憲法で直接プ
ライバシーを保障した条文
はないが、幸福追求権を規
定した憲法13条がプライバ
シーを保障しているといわ
れている。そういう意味で
共謀罪は憲法13条に反す
る。

特定の団体の構成員が日
常的に監視されるのが、共
謀罪の一番こわいところ。
そういう権限を警察に与え
る。その時、警察はどうい
う団体をターゲットにする
のか。安倍政権がやろうと
していることに反対してい
る団体がターゲットにな
る。沖縄の基地建設に反対
している市民運動、原発の

警察に 日常的監視の強大な権限

だが、元刑事裁判官の弁
護士ですら、裁判所は歯止
めをかけられないと心配し
ている(朝日新聞4月15
日)。裁判所が令状を出すか
らチェックされるといって
おぼろげに言っている。
とはい。

今回の狙いは、何も起き
ていない計画もされていな
いことで特定の団体の構成
員を任意捜査として日常的
に尾行・監視することがで
きる。その権限を警察・検
察に与える。これが警察が
やりたいこと。

日常的に監視されたいとい
うことは、表現の自由など
様々な自由が侵害され
る。尾行されるわけだから、
プライバシーはすべて見ら
れてしまう。憲法で直接プ
ライバシーを保障した条文
はないが、幸福追求権を規
定した憲法13条がプライバ
シーを保障しているといわ
れている。そういう意味で
共謀罪は憲法13条に反す
る。

再稼働に反対している人た
ち、自衛隊の海外派兵・集
団的自衛権に反対している
人たち。こういう政府のや
らうとしていることに反対
している人たちが、市民運動、
労働運動団体がターゲット
になる。

警察は彼らを日常的に監
視し尾行する中で、この運
動をやめさせたいと思った
段階で、黙示の共謀があつ
た、準備行為もあつたと判
断することによって弾圧を
する。

逮捕して検察官が裁判所
に請求して10日間勾留でき
る。勾留延長も含めて、捜
査として最大23日間拘束す
ることができる。さらに家
宅捜索、身体検査をしてス
マートフォンや自宅のパン
コン、住所録、いろんな人
から来た手紙・メールをお
さえることで、この人が日
常的にどういう人たちが交
流しているのか、いろんな
人たちとの人間関係を警察
が知る。マスコミに「誰だ
れをテロ等準備罪で逮捕し
ました」と発表し報道させ
る。普通の人たちからはこ
の人たちはテロリストだと

レッテルをはられて、それ
だけでもダメージを受け
る。逮捕し家宅捜索しマス
コミに報道させることに
よって、活動を弾圧する。
その後、裁判にかけて有罪
にしなくても、身柄拘束が
終わった段階で嫌疑不十分
で釈放され、最終的に起訴
されなくてもダメージを与
えることができる。人間関
係などについての多くの情
報をとることができる。裁
判にかけてなくとも目的を
達成してしまう。

狙いはあくまでも運動の
弾圧であり、反対運動を今
後させなくすることではな
いかと考えられる。弾圧す
るための強大な権力を警察
に与える。警察にそのよう
な強大な権限を与えること
が今回の共謀罪の狙い。

今回の法律は明確に官邸
主導が進められている。官
邸には警察官僚がいて、一
番有名なのは北村滋内閣情
報官。彼は警察庁から官邸
に来て現在は内閣情報官。

第二次安倍政権は秘密保
護法を作り、戦争法を作っ
てきた。共謀罪は総仕上げ
に近い。共謀罪を制定する
ことによって、何か起き
て反対運動が起きた時も反
対運動をつぶす。反対の声
を上げさせない。それによ
って、安倍政権がやりた
いことをやりきる。そのた
めの手段としてやろうとし
ている。
これを許してしまうと、

共謀罪は総仕上げ

反対するのが難しくなっ
てきた。共謀罪は総仕上げ
に近い。共謀罪を制定する
ことによって、何か起き
て反対運動が起きた時も反
対運動をつぶす。反対の声
を上げさせない。それによ
って、安倍政権がやりた
いことをやりきる。そのた
めの手段としてやろうとし
ている。
これを許してしまうと、

彼が秘密保護法を作ったと
言われている。秘密保護法
から今まで関与している。
首相動静などを見ると、頻
りに安倍首相と会って打合
せをしている。共謀罪も彼
が官邸内で中心となって推
進していると見られる。

共謀罪は警察がやりた
い。2003〜06年、3回
廃案になった時、警察は6
00以上の共謀罪を持ちた
いということだったが。今
回は公明党に配慮して27
7にした。報道でご存知だ
と思うが、共謀罪の数は厳
密に数えると316。60
0強から見れば約半分。

だが、現在の法律では共
謀罪・陰謀罪は21しかない。
それなのに277も作るの
は異例。これまで例外の例
外だったものを普通に処罰
することが可能になる。そ
ういうものとして共謀罪を
作り、警察・検察の新しい
権限としていつでも行使で
きるようになる。

共謀罪は総仕上げ

共謀罪は総仕上げ

共謀罪は総仕上げ



5月16日・銀座デモ

5月19日、安倍政権は衆議院法務委員会で共謀罪法案を強行採決。23日に衆院を通過させ、今国会成立強行を図っている(5月20日現在)。

現代の治安維持法である共謀罪の強行に反対し、全国で行動が行われている。国会周辺では、共謀罪N Oー実行委員会と総がり行動実行委員会による「強行採決許すな!共謀罪廃案へ!国会行動」が継続して取り組まれてきた。

16日には、共謀罪廃案、安倍政権の改憲暴走を止めよう!5・16大集会が日比谷野音で行われ、4200人が集まった。

集会で中野晃一さん(市民連合)は「あまりにもひどいことになって、子供たちに申し訳ないと声を上げざるを得なくなった。千本ノックを受けているかのようにでたらめなことが一日にいくつも出てくる。それに対応するだけでこっぴどく疲れてくる。向こうもこっぴどく分断する以外に勝ち続ける方法はないから、楔を打ち込もうとする。

今日は野党がいくら政府を論破しノックアウトしても、レフェリーがカウントをとらない状況。声を上げて人々を起していかないといいけない。

安倍政権を倒し、共謀罪を葬り去ろう!海渡雄一さん(実行委員会)は「今日は参考人として話してきた。日本の国会は本当におかしなところがある。与党議員は質問せず、私にずっと説教して発言させない。何度も参考人として出ているが、こんなことはなかった。

イギリスの共謀罪は150年にわたり、労組を大弾圧。アメリカの共謀罪はマッカーシズム、ベトナム反戦運動弾圧で多用されてきた。英米も共謀罪で苦しめられてきた。それでも、日本よりはましな裁判所があつてバランスをとってきた。

日本で共謀罪を作れば、英米よりひどいことになるにも危険。成立阻止を!

共謀罪が成立すれば次の段階で通信傍受・室内盗聴をしないと、2人以上の人が共謀していることを検挙できない。裏を取るための手段として277の共謀罪は通信傍受。これは会話傍受ともいい、通信しか聴けない。

今後、室内盗聴に拡大していく。会議室や市民運動の人たちが集まるアパートの部屋などに盗聴器を仕掛けて警察がずっと聴く。

共謀罪が成立すれば次の段階で通信傍受・室内盗聴をしないと、2人以上の人が共謀していることを検挙できない。裏を取るための手段として277の共謀罪は通信傍受。これは会話傍受ともいい、通信しか聴けない。

通信傍受は強制捜査なので、何回もやっていたら前の段階から通信傍受ができるようになる。現在の盗聴法(通信傍受法)も藥物取引を何度もやっているとなれば、次にやりそうな前の段階から通信傍受ができる。だから、成立すれば前の段階から通信傍受ができるようになる可能性が高い。

そうなるなら私たちの日常的な会話、通信や部屋の中のやり取りなど全てを警察が盗聴することが可能になる。ありとあらゆる形で市民運動の活動が監視される。黙示の共謀なので、直接

集会後、参加者は銀座デモを行い、廃案を訴えた。衆議院法務委員会の強行採決が行われた19日、国会前に人々が詰めかけ、強行採決に抗議。

夕方には国会正門前行動が行われ、9000人が参加した。発言した野党国会議員は安倍政権の暴挙を糾弾。葛野尋之さん(一橋大教授)は「共謀罪の範囲はあまりに広い。日常生活の行為でも準備行為となる。捜査権限の発動根拠が不明確。捜査当局に恣意的に乱用される。

政府は尾行・張り込み・写真撮影・ビデオ撮影という任意捜査は準備行為がなくても、計画の疑いがあればできるとしている。盗聴・GPS探知・室内盗聴を求める声が捜査関係者から出ている。社会的活動、そして考え自体が萎縮して多数意見一色に染められていく。共謀罪はあまりにも危険。成立阻止を!

法律の条文で歯止めはほとんどない。歯止めがない法律を作ってしまうと。最初は抑制的に使うかもしれないが、だんだん範囲が広がって、戦前の治安維持法がどんどん適用が拡大していったように、法律が一人

歩きしていくようになる。ありとあらゆる普通の市民運動団体がターゲットになって弾圧をされる恐れが極めて高い。この法律を認めてしまうと大変な事態になってしまふ。

共謀罪との関係で問題になるのは、適正手続きを保障した憲法31条。罪刑法定主義は31条が保障している。

今回、「共謀」自体があいまいだが、「準備行為」もすぐあまい。単なる計画だけではなく、準備行為があつてはじめて処罰が可能になる。強制捜査が可能になると政府は言っている。

この間、政府は「一般人」は対象にならないという言い方をしてきたが、「一般人」かどうかを判断するのは警察・検察。組織的犯罪集団に変わったとされると、構成員の人たちは「一般人」ではなくなる。「一般人」ではなくなる。「一般人」は対象にならないと

今回(4月16日)、トルコで憲法改正国民投票が行われ、大統領権限を強化し国民の権利を制限するような改憲がされた。トルコでは反対運動すること自体がいろいろな形で制限され、反対できない状態にされた中で憲法改正が成立したと報道されている。

日本でも反対すること自体ができないとしたら、政府の思うがままの憲法改正がなされる。

憲法改正の最初に来るのは「緊急事態条項」と言われる。この緊急事態も安倍政権が考える緊急事態。いづれが適用されるかも分からない。今起きている北朝鮮情勢などを利用して緊急事態だとされ、私たちの人権がすべて停止され、独裁が可能になってしまう。

だから、この共謀罪の攻防は、次の憲法改悪につながる大きな岐路。ここで本気で反対しなければ、次の段階で反対するのが極めて困難になる。その中、共謀罪法案が国会に出されている。

政府与党は連休明け、衆院を通過させ、与党主導でどんどん強行していけば、少し国会延長をすれば、少

りで提出している。ありとあらゆる方法を使ってこの法案を成立させようとしている。

政府が最大限活用し、日常的な生活が脅かされる。憲法が保障している様々な権利も制約される。次の改憲の時は最後に国民投票がある。反対の声が上げられなくなる。

共謀罪の強行採決許すな!

廃案へ!連日の行動



山下幸夫 やました ゆきお 弁護士、日弁連共謀罪法案対策本部事務局長。1962年生まれ。著書に『共謀罪』なんぞいらぬ!これってホントにテロ対策? (編著、合同出版)、『少年事件の法律相談』(共著、学陽書房)、『国際人権法実践ハンドブック』(共著、現代人文社)

(4月23日の講演から)

座標塾第13期第3回

資本主義に未来はあるか

(中)

白川真澄

トランプノミクス—— 「米国第一」のグローバル化

保護貿易主義

トランプの経済政策（トランプノミクス）は、年平均4%の高い経済成長、10年間で2500万人の雇用創出という目標を掲げています。その柱は、次のようなものです。

(1) 大型減税／法人税の大幅引き下げ（35%↓15%）、所得税の累進性緩和、相続税の廃止。(2) 規制緩和／金融の規制緩和(ト



撤退したフォード・メキシコ工場

トランプの経済政策（トランプノミクス）は、年平均4%の高い経済成長、10年間で2500万人の雇用創出という目標を掲げています。その柱は、次のようなものです。

(1) 大型減税／法人税の大幅引き下げ（35%↓15%）、所得税の累進性緩和、相続税の廃止。(2) 規制緩和／金融の規制緩和(ト

保護貿易主義

トランプの経済政策（トランプノミクス）は、年平均4%の高い経済成長、10年間で2500万人の雇用創出という目標を掲げています。その柱は、次のようなものです。

(1) 大型減税／法人税の大幅引き下げ（35%↓15%）、所得税の累進性緩和、相続税の廃止。(2) 規制緩和／金融の規制緩和(ト

グローバル化と国家

モノ・サービス・マネー・ヒトの自由な移動が進むと、国家の役割が縮小あるいは消滅するのように見えます。しかし、所得再分配の機能はいちじるしく弱められます。しかし、国家は衰退し退場したのではなく、グローバル化にふさわしいものへとその役割を変えてきたのです。それは、多国籍企業や金融資本の自由でグローバルな活動を保障・調整する国際的な枠組みづくりという役割です。

モノ・サービス・マネー・ヒトの自由な移動が進むと、国家の役割が縮小あるいは消滅するのように見えます。しかし、所得再分配の機能はいちじるしく弱められます。しかし、国家は衰退し退場したのではなく、グローバル化にふさわしいものへとその役割を変えてきたのです。それは、多国籍企業や金融資本の自由でグローバルな活動を保障・調整する国際的な枠組みづくりという役割です。

資本主義に未来はあるか・目次
はじめに——「資本主義の危機」という不安の広がり
戦後の資本主義——ケインズ主義から
新自由主義・グローバル化への
資本主義の現在——リーマン・ショックの衝撃
資本主義がぶつかっている壁——難問 (以上前号)
トランプノミクス——「米国第一」のグローバル化 (以上今号)
資本主義はどこへ向かうか
資本主義へのオルタナティブを模索する (以上次号)

製造業の保護・復活による 雇用拡大政策の非現実性

製造業の保護・復活による雇用拡大政策の非現実性

製造業の保護・復活による雇用拡大政策の非現実性

習得する労働者は、けっして多くはありません。製造業で高い賃金を得ていた熟練労働者の多くは、賃金の低いサービス産業や運輸業で働くようになります。つまり、ガソリンスタンドやコンビニの店員、トラック運転手として働くようになります。中間層から脱落するわけです。その分野は、また移民労働者と雇用をめぐって競争する可能性がある分野です。トランプを支持したラストベルトの白人労働者は、こうした労働者であったと考えられます。

しかし、製造業の保護・復活と雇用拡大というトランプの政策は、ひじょうに矛盾に満ちていて、現実性を欠いています。製造業の競争力強化のためにはコスト削減が必要不可欠ですが、米国内で白人労働者を優先的に雇用しようとするば、いちじるしいコスト高を招くこととなります。

(6面へ続く)

テオリア論集5
「分断」から連帯の社会へ
財源はある
——貧困から連帯の社会保障へ
宇都宮健児
「改革の政治」を超えて
英米から日本政治を読み解く
大井 赤亥
タックスヘイブンに市民は
どう対抗するかーパナマ文書
田中 徹二
2017年5月発行
定価 1000円 発行 研究所テオリア

(5面から続く)

コスト削減のためには、生産性を飛躍的に向上させる自動化・機械化(ロボットやAIの導入)がさらに推進される必要がありますが、それは労働者からますます雇用を奪うことに行き着きます。製造業の雇用が大きく減った主要な原因は、産業用ロボットやAIの導入にあった、という見方が有力です。

また、コスト削減のためには、低賃金で働くヒスパニック系の移民労働者を雇えばよいでしょう。とくに1100万人とされる「不法移民」は、法定最低賃金の3分の1の低賃金で就労している、と言われる。

しかし、そうすると、白人労働者の雇用機会を狭めてしまいます。しかも、トランプは、強硬な移民制限政策をとろうとしています。これでは、低賃金労働力の利用という道を自ら閉ざし、コスト高を加速するだけ。

また、自動車をはじめ現代の製品生産は、多くの国

『米国第一』のグローバル化

トランプノミクスは、保護貿易主義が際立ちますが、全体として見るとグローバル化にブレーキをかけるものではありません。むしろグローバル化を推進する要素が多いと言えます。

第一に、法人税の大幅な引き下げ(35%→15%)に

にまたがるサプライチェーンに依拠しています。したがって、輸入に課税する措置をとれば、その多くが輸入される部品の価格が高騰し、米国製品の輸出競争力をいっそう弱める結果になります。

このように、米国内で製造業を復活させ製品輸出を増やそうというトランプノミクスは、高い労働コストという大きな壁に撥ね返えさせざるをえません。

トランプは巨額の貿易赤字を問題にし、対米輸出赤字国である中国や日本を目的にします。しかし、その敵にします。しかし、そもそも巨額の貿易赤字は、ドルが暴落せず基軸通貨の位置を保つことができているかぎり、米国にとっては悪いことではなく解消される必要もありません。貿易赤字は、資本流入(資本収支の黒字)によって埋め合わせられるからです。巨額の資金流入は、米国国債の購入による財政赤字のカバーや金融機関の資金源となっています。

よって米国への直接投資を呼び込むことになっています。製造業であれITであれ、また中国であれ日本であれ米国に投資する企業を歓迎し、税の面から優遇するといわけです。法人税率を15%まで下げるとすれば、それは米国をタックス・ハイブン化することを意味

と、米韓FTAに見られるように、米国系多国籍企業に有利なルールを強制することができません。二国間FTAの形態をとって「強者の論理」である自由貿易主義をあらかじめ貫徹するものだ、と言えます。

第三に、メガ(広域)FTAに代えて二国間FTAを推進しようとしています。これがトランプの国際経済政策の特徴です。トランプが議会に出した通商政策の報告書は、「貿易拡大の目標は、多国間交渉よりも二国間交渉によって達成できる」、「米国からの輸出のために、他国に市場開放を促すすべての可能な手段をとる」と明記されています。

TPPに代表される多国間の広域FTAでは、米国(系多国籍企業)が譲歩や制約を強いられ不満が残りました。二国間FTAであれば、TPPでは実現できなかった要求(米国が優位に立つ農産物の関税撤廃、保険市場への自由な参入、バイオ新薬のデータ保護期間の延長など)を押し通しやすくなります。いいかえ

ると、米韓FTAに見られるように、米国系多国籍企業に有利なルールを強制することができません。二国間FTAの形態をとって「強者の論理」である自由貿易主義をあらかじめ貫徹するものだ、と言えます。

これまで米国が推進してきたグローバル化は、事実上は米国(系多国籍企業)に有利なグローバル化であったといえ、自由貿易と世界大の普遍的なルール(クローバル・スタンダード)を建前に掲げていました。TPPがそうですが、すべての国・地域に一律に適用される世界的な自由競争ルール(WTOルール)の下で、グローバル化を推進してきたわけです。それによって、米国系多国籍企業は、自動車などの製造業では優位に立てなかったとしても、IT・金融・バイオ(製薬、農業などの分野)で圧倒的な優位を確保してきました。

しかし、トランプ政権は、米国(米国に本拠を置く多国籍企業)だけが優位に立ち利益を独占するグローバル化、つまり「米国第一」のグローバル化を推進しようとしています。それが、典型的に二国間FTAの推進に表れています。加えて、EUから離脱した英国も、二国間FTAに活路を見出だして「よりグローバルな国にする」(メイ首相)と宣言しています。

米英両国が二国間FTAの推進によるグローバル

化に転じたことによつて、WTOルールとメガFTAという形態をとるグローバル化の流れは大きく躓き、変調をきたします。金融のグローバル化はこれまで以上に進むとしても、貿易や投資の面では国家の個別利害の対立が表面化し混乱や不確実性が広が

るにちがいません。

こうしたグローバル化の変容の背景には、自由化原理由によるグローバル化が巨額大格差を生んで人びとのなかに自由貿易やグローバル化に対する強い不信や懐疑をかき立てたことがありま

す。

しかも、1兆円のインフラ投資や軍事費膨張などの歳出拡大は、大幅な減税(10年間で6・2兆円の税収減)とセツトで予定されています。つまり財源の裏付けはまったく不明確なのです。

これは、1980年代のレーガンノミクスと同じように財政赤字が急激に拡大し、政府債務は10年間で5兆3000億(約600兆円)に膨らむと予想されています。トランプはインフラ投資と大減税で4%の高い経済成長を夢想していますが、その夢想への期待感は遅かれ早かれ剥け落ちるでしょう。

製造業の復活とそれによる雇用拡大という目玉政策は、高い労働コストという壁に撥ね返される運命にあります。多国籍企業の生産拠点を海外(メキシコなど)への移転を政治介入で止めることは、一時的に成功しても、長続きするはずがありません。

そして、保護貿易主義の決手となる国境調整税の実行も、簡単なことではありません。米国の多国籍企業のなかで賛否が分かれているからです。輸出で稼ぐGEなど製造業企業は賛成し、170万人の雇用創出に貢献すると主張しています。対して、ウォルマートやナイキなどアジアやメキシコからの仕入れが多い流通業企業は、必需品の価格が20%以上高騰し、コスト削減のリストラで雇用が減

ると反対しています。ウォルマートの全米での雇用者は150万人超で、低技能者の雇用の受け皿となっているのです(日本経済新聞2月21日)。そのため、共和党内の保守強硬派を支える団体の一つAFPは、輸入物価の上昇を招くと反対しています(同4月1日)。そのため、トランプの発表した税制改革案(4月26日)は法人税の15%への引き下げが軸で、国境調整税は盛り込まれませんでした。

さらに、トランプが実行しようとする金融規制の緩和、所得税減税、オバマケアの改悪などは、貧富の格差拡大をさらに押し進めるものです。例えば所得税減税は、最高税率を39・6%から33%に引き下げ、7段階の税率を12・25・33%の3段階に簡素化して累進性を緩和します。これによって、下位4分の1層が1000程度の減税になるが、上位4分の1は2万5千を超えて減税になりません(森信茂樹「トランプの税制改革は公約通りにはいかな」「DIAMOND online」2016年11月24日)。格差拡大を招くだけ

です。

トランプが大統領に当選すると、記録的な株高が引き起こされました。1兆(約1100兆円)のインフラ投資・財政支出拡大と大減税という経済政策への期待感が異様に高まったから

です。

NY株(ダウ工業株30種平均)は初の2万円に乗せ(17年1月25日)、3月1日には2万1000ドルを超えました。金融規制の緩和への期待も、ゴールドマンサックスなど金融機関の株価を高騰させて、株高に役買っています。その結果、世界の株式時価総額は73兆8800億(約8400兆円)にまで膨らみました(日本経済新聞17年3月3日)。

このブームを見て、トランプノミクスと新版アベノミクスが共鳴しあっている世界経済の成長を回復させるだろうとまで言うお調子者さえ現れています。

「2016年に日本では、消費増税を見送った安倍政権が拡張的な財政政策を打

ち出し、米国では、大型減税や公共投資を掲げるトランプ大統領が誕生した。世界的な経済停滞をもたらした緊縮病「財政健全化を至上視する経済思想や政策」を日米両国がいち早く克服し、財政政策の世界的な新潮流をつくっていく日はすぐそこまで来ているのではないだろうか? そのなかでトランプノミクスと新生アベノミクスは、大きな役割を果たしていくことになるだろう」(村上尚「財政政策シフト」が新トレンドを読み解くキーワード」「DIAMOND online」17年3月13日)。

しかし、米国の株高は必ずしも経済の好調さを反映したものではなく、「株高の裏で経済成長率が低下する」「株価と経済の乖離」、「高株価と低成長の乖離」が続いている(日本経済新聞1月27日)、という冷静な指摘もあります。金融の規制緩和は株高ブームのバブルをいっそう加速するでしょう

と反対しています。ウォルマートの全米での雇用者は150万人超で、低技能者の雇用の受け皿となっているのです(日本経済新聞2月21日)。そのため、共和党内の保守強硬派を支える団体の一つAFPは、輸入物価の上昇を招くと反対しています(同4月1日)。そのため、トランプの発表した税制改革案(4月26日)は法人税の15%への引き下げが軸で、国境調整税は盛り込まれませんでした。

さらに、トランプが実行しようとする金融規制の緩和、所得税減税、オバマケアの改悪などは、貧富の格差拡大をさらに押し進めるものです。例えば所得税減税は、最高税率を39・6%から33%に引き下げ、7段階の税率を12・25・33%の3段階に簡素化して累進性を緩和します。これによって、下位4分の1層が1000程度の減税になるが、上位4分の1は2万5千を超えて減税になりません(森信茂樹「トランプの税制改革は公約通りにはいかな」「DIAMOND online」2016年11月24日)。格差拡大を招くだけ

です。

トランプの打ち出した政策は、オバマケアの改悪にしてもメキシコとの壁建設の予算措置にしても、実行に移される前に出足から難航しています。人びとがなかに反対の声が強いだけではなく、共和党内の保守強硬派が反対に回るとい

う政治学が働いているからです。こうした混乱は、トランプに対する失望と怨嗟がトランプに投票した人びとのなかにも次第に広がっていくことは避けられないと思われ

ます。

また、「米国第一」のグローバル化推進の政策は、世界経済に多くの軋轢を引き起こします。トランプは、WTOルールやNAFTA・TPPなどの広域FTAという従来のグローバル化の形態、すなわちすべての国の多国籍企業の自由な活動を保障する制度的枠組みをいったん破壊し、米国内に都合のよい仕組みに再編しようと言論んでいます。

これは、EU解体の危機(Brexit)、反EUの右翼ポピュリズム政党的台頭と相俟って、グローバル化の波に混乱と不確実性を広げることになります。米国の主導してきたWTOルールを無視し、米国内都合のよい二国間FTAを次々に締結しようとしても、相手国の抵抗に遭ってあちこちで交渉が難航するでしょう。米国内最も従順な日本さえも少しは抵抗するでしょうから、「日米経済対話」を通じて日米FTAの実現も容易ではありません。グローバル化を推進するためのルールや制度的装置のあり方は、まちがいに不透明で混沌とした様相を呈すると思われ

ます。

「2016年に日本では、消費増税を見送った安倍政権が拡張的な財政政策を打

ち出し、米国では、大型減税や公共投資を掲げるトランプ大統領が誕生した。世界的な経済停滞をもたらした緊縮病「財政健全化を至上視する経済思想や政策」を日米両国がいち早く克服し、財政政策の世界的な新潮流をつくっていく日はすぐそこまで来ているのではないだろうか? そのなかでトランプノミクスと新生アベノミクスは、大きな役割を果たしていくことになるだろう」(村上尚「財政政策シフト」が新トレンドを読み解くキーワード」「DIAMOND online」17年3月13日)。

しかし、米国の株高は必ずしも経済の好調さを反映したものではなく、「株高の裏で経済成長率が低下する」「株価と経済の乖離」、「高株価と低成長の乖離」が続いている(日本経済新聞1月27日)、という冷静な指摘もあります。金融の規制緩和は株高ブームのバブルをいっそう加速するでしょう

と反対しています。ウォルマートの全米での雇用者は150万人超で、低技能者の雇用の受け皿となっているのです(日本経済新聞2月21日)。そのため、共和党内の保守強硬派を支える団体の一つAFPは、輸入物価の上昇を招くと反対しています(同4月1日)。そのため、トランプの発表した税制改革案(4月26日)は法人税の15%への引き下げが軸で、国境調整税は盛り込まれませんでした。

さらに、トランプが実行しようとする金融規制の緩和、所得税減税、オバマケアの改悪などは、貧富の格差拡大をさらに押し進めるものです。例えば所得税減税は、最高税率を39・6%から33%に引き下げ、7段階の税率を12・25・33%の3段階に簡素化して累進性を緩和します。これによって、下位4分の1層が1000程度の減税になるが、上位4分の1は2万5千を超えて減税になりません(森信茂樹「トランプの税制改革は公約通りにはいかな」「DIAMOND online」2016年11月24日)。格差拡大を招くだけ

です。

トランプの打ち出した政策は、オバマケアの改悪にしてもメキシコとの壁建設の予算措置にしても、実行に移される前に出足から難航しています。人びとがなかに反対の声が強いだけ

ではなく、共和党内の保守強硬派が反対に回るとい

う政治学が働いているからです。こうした混乱は、トランプに対する失望と怨嗟がトランプに投票した人びとのなかにも次第に広がっていくことは避けられないと思われ

ます。

また、「米国第一」のグローバル化推進の政策は、世界経済に多くの軋轢を引き起こします。トランプは、WTOルールやNAFTA・TPPなどの広域FTAという従来のグローバル化の形態、すなわちすべての国の多国籍企業の自由な活動を保障する制度的枠組みをいったん破壊し、米国内に都合のよい仕組みに再編しようと言論んでいます。

これは、EU解体の危機(Brexit)、反EUの右翼ポピュリズム政党的台頭と相俟って、グローバル化の波に混乱と不確実性を広げることになります。米国の主導してきたWTOルールを無視し、米国内都合のよい二国間FTAを次々に締結しようとしても、相手国の抵抗に遭ってあちこちで交渉が難航するでしょう。米国内最も従順な日本さえも少しは抵抗するでしょうから、「日米経済対話」を通じて日米FTAの実現も容易ではありません。グローバル化を推進するためのルールや制度的装置のあり方は、まちがいに不透明で混沌とした様相を呈すると思われ

ます。

また、「米国第一」のグローバル化推進の政策は、世界経済に多くの軋轢を引き起こします。トランプは、WTOルールやNAFTA・TPPなどの広域FTAという従来のグローバル化の形態、すなわちすべての国の多国籍企業の自由な活動を保障する制度的枠組みをいったん破壊し、米国内に都合のよい仕組みに再編しようと言論んでいます。

これは、EU解体の危機(Brexit)、反EUの右翼ポピュリズム政党的台頭と相俟って、グローバル化の波に混乱と不確実性を広げることになります。米国の主導してきたWTOルールを無視し、米国内都合のよい二国間FTAを次々に締結しようとしても、相手国の抵抗に遭ってあちこちで交渉が難航するでしょう。米国内最も従順な日本さえも少しは抵抗するでしょうから、「日米経済対話」を通じて日米FTAの実現も容易ではありません。グローバル化を推進するためのルールや制度的装置のあり方は、まちがいに不透明で混沌とした様相を呈すると思われ

ます。

また、「米国第一」のグローバル化推進の政策は、世界経済に多くの軋轢を引き起こします。トランプは、WTOルールやNAFTA・TPPなどの広域FTAという従来のグローバル化の形態、すなわちすべての国の多国籍企業の自由な活動を保障する制度的枠組みをいったん破壊し、米国内に都合のよい仕組みに再編しようと言論んでいます。

これは、EU解体の危機(Brexit)、反EUの右翼ポピュリズム政党的台頭と相俟って、グローバル化の波に混乱と不確実性を広げることになります。米国の主導してきたWTOルールを無視し、米国内都合のよい二国間FTAを次々に締結しようとしても、相手国の抵抗に遭ってあちこちで交渉が難航するでしょう。米国内最も従順な日本さえも少しは抵抗するでしょうから、「日米経済対話」を通じて日米FTAの実現も容易ではありません。グローバル化を推進するためのルールや制度的装置のあり方は、まちがいに不透明で混沌とした様相を呈すると思われ

ます。

種子法廃止で何が起ころるか、日本はどうなる？

林 義重 食と農・環境
フリーライター

「種子を制するもの世界を制す」といわれ、多国籍の巨大穀物商社は種子の口イヤリティ確保に躍起になってきた。一方日本ではこの2017年の通常国会で「主要農作物種子法（種子法）を廃止する法律案」が成立した。審議時間は衆議院で僅か5時間。参議院では2名が反対意見を述べただけ。法案の問題点は明らかでないまま進んだ。マスコミの報道は徹々たるものだった。

必要な指導を行なった。この年はまた、農林省が「増産5カ年計画」を策定し、戦後の食糧不足解消のため増産に努める。種子の安定的供給は穀物増産に不可欠だった。米、麦、大豆の種子は種子法で国の管理となり、各都道府県の監視のもと、原種を守り、優良品種を開発・普及して来た。国や各県の農業試験機関が地域に合った米や麦の品種改良に努める。米作農家は国産の稲種子100%を安価で購入でき、消費者は安い価格で米を入手した。それを支えたのが種子法である。

原種・原原種の種子の管理は多くの人手と費用が必要とされる。その種子法を廃止し、農水省は手を引くという。後は都道府県が行なうにしても、予算の後ろ盾はない。種子はとうなり、日本人の主食はどうなるのだろうか。日本の生産者も高い種子を買われ、国民は高い穀物を食べることにならないだろうか。

種子法廃止でアメリカの狙いは何か。法案の「趣旨」には「現行種子法の地方公共団体中心のシステムで、都道府県と民間の競争条件は対等になっておらず、民間の品種開発意欲を阻害している。だから、良質かつ低廉な資材の供給を進めていくために、種子法を廃止する」というのだ。

競争力支援法では種子法を廃止して「種苗の生産に関する知見」の国内大手や海外の「民間事業者への提供を促進」するとある。種子の統制がなくなると、外資の種子会社が日本の種子市場にも参入する。

すでに農業メーカーのモンスントは三井化学や住友化学を抱き込んで、稲の新品種を開発している。また、アメリカ種子会社はメキシコのトウモロコシ種子の原種を取得して種苗登録をした。

太平洋戦争の敗戦時、アメリカは日本の小麦の種子「農林10号」の種子を強奪した。その遺伝子を受け継いだ種子は世界の小麦の8割を占めているという。かつて野菜は国産種子が100%だった。

世界ではEU諸国やロシアや中国が、遺伝子組換え（GM）農産物の栽培・流通を禁止している。日本ではこれまで栽培を禁止してきたものの、GM大豆油など一部の加工品の輸入を解禁。飼料トウモロコシにGM混入を防ぐなどの規制を徐々に緩和してきた。

政府は今や、トウモロコシなど130種のGM種子を「安全」と認定。TPPを策定し、TPP策定地域連絡協議会（騒対協）は空港機能の拡大に関しては、これまで成田市と基本的に同じ立場にたって騒音対策・補償を要求してきたが、今回の問題では強く反発している。それほどまでに飛行時間の延長は生活に深刻な影響を及ぼすというのである。（中略）

多古町でも地区の説明会において、加瀬勉さんが三里塚闘争の歴史を踏まえ、空港建設によっていかに住民が国家権力の暴虐の前に苦しめられ、地域が分断、破壊されたかを語り、またしても利潤の追求のために第3滑走路を押し付けていることを弾劾し、断固反対していくことを表明した。

「美しい国、豊茸原瑞穂の国、豊かな日本」は、これだけのだろうか。日本の農業、農村の美しい景観、国民の健康は、これで守れるのだろうか。

安倍自公連立内閣は、国民の支持率が高い。だが、た起こらない」とは言えなくなっている。

また、種子法廃止と同時に、農協の株式会社化が進み、貯金や共済のお金が狙われている。これだけ問題が多いのに、農協組織は何故、動こうとしないのか……。

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

また、種子法廃止と同時

安倍靖国参拝違憲訴訟

安倍代弁の不当判決

国参拝を強行。これに対し、中国、ドイツ、韓国、香港からの参加を含めた原告633名が政教分離違反等の違憲確認を求め提訴した。

だが、判決は請求を認めず、参拝時の安倍談話とインタビューをそのまま引用して、安倍の言い分を代弁。安倍政権に全面的にへつらった。

同日夜、判決報告集会在京原被告と弁護団によって行われた。

集会で、原告の関千枝子さんは「最低の判決。とにかくひどい。死ぬことを最高の誉れとすることは許せない」

井堀哲弁護団事務局長は「06年小泉参拝違憲訴訟最高裁判決は首相参拝を一般

私人参拝と同じとする最悪の判決だったが、今回の判決はそれをさらに広げた。判決は安倍談話を素直に読めば、首相靖国参拝が戦争に向かうこととはないとしているが、戦争ホケと言う原告側が立証した靖国参拝の政教分離違反について何の判断も示していない。仕事はしませんと聞き直った判決だ」

木村庸五弁護団長は「裁判所は最初から結論ありきだった。ある裁判官が同窓会で皇族とテニスしたことを得意そうに話していた。戦前からそういう体質。裁判所というのは戦前戦後断絶なく続いてきた。そういう体質が上に行くほど引き継がれている。人権より、行政におもねる政治

権力が凶暴化している。高江に全国から機動隊500人が動員され、県警機動隊と一緒に私たちをこぼす

の丸に複雑な思いがある。なんでこんな日本になったのか。日本になってよかったのか。復讐45年、あれだけ日本になろうとした復讐の願いが一つもかなえられていない。子ども世代は非正規雇用で生活に汲々。私の40歳の息子も月収15〜16万。社会問題に関わっていくのが難しい。



憲法訴訟の原告側が、判決を批判する集会で発言している様子。

沖縄にとつての天皇制と日米安保

知花昌一さん講演

4月29日、「沖縄にとつての天皇制と日米安保 『日の丸』焼き捨てから30年、ゾウの檻から21年」が都内で行われ、150人が集まった。主催は天皇一代替わり」と安保・沖縄・昭和の目」を考える4・29反「昭和の日」行動。退位特例法など天皇代替わりが推し進められる状況の中での集会となった。

集会では、87年沖縄国体で強制された「日の丸」を焼き捨て、現在は僧侶と

なった知花昌一さんが講演。 「30年前国体で日の丸を燃やしたのは、当時は思わなかったが、天皇制への異議申し立て。 私は団塊の世代の69歳。 私たちの青年時代は新しい時代を切り開こうと闘い、逮捕もされた。今の方がより危ない時代となった。

内ゲバや連合赤軍事件があり、変革運動はダメになった。団塊の世代の負の教訓。40年経ってやっと負

を乗り越えた。 辺野古、高江で盛り込んでいられるのは多くは65歳以上の年金世代。サラバンジ、『今が旬』だと思っている。サラバンジの世代は20、30代の機動隊員にはかなわないが、盛り込んでへばりついて抵抗している。逮捕されても心配がない。 子ども世代は非正規雇用で生活に汲々。私の40歳の息子も月収15〜16万。社会問題に関わっていくのが難しい。

的判断を優先した行政付度の判決。 政教分離の趣旨を理解していない。遺族や勝手に合祀された人の切々とした訴えを裁判所はねのけた。 韓国憲法は大統領弾劾を認め、アメリカの裁判官は大統領令を差し止めた。 同じようにがんばる裁判官がない」

中国人原告の王選さんは「初来日から30年。歴史問題でまだこんなことをやっているのか。こんなひどい判決を中国の人々に伝えたい」とい

いる。だが、全国9000寺は実行していない、檀家と対決していない。 沖縄に来て現状を見てほしい。皆さんと闘ってほしい。

天皇制と日米安保

「日の丸」焼き捨てから30年、ゾウの檻から21年



講演する知花昌一さん

安倍改憲にNO!

憲法集会に5万5千人



憲法施行70年となる5月3日。安倍は2020年改憲宣言を行って9条に自衛隊を盛り込む改憲をめざす方針を打ち出し、自民党は改憲案作成に着手した。

3日、「施行70年 いいね!日本国憲法5・3憲法集会 平和といのちと人権を!」が東京・有明防災公園で行われ、5万5千人(主催者発表)が集まった。

集会ではビーコさん、山城博治さんらが発言。伊藤真さん(弁護士)は声を上げ行動する決意をする日だと訴えた。

元海兵隊員による

性暴力殺害から1年

再発防止は基地撤去しかない

16年4月沖縄の米元海兵隊員による女性殺害から1年。安倍政権は4月25日から辺野古新基地建設の護岸工事を開始。海を破壊する石材投下を続けている。

4月29日、沖縄の元海兵隊員による性暴力殺害から1年基地・軍隊はいらない!4・29集会が東京で行われ、220人が参加した。集会では、再び事件を起こさないために必要な

は新基地を作らせないことだと強調された。 講演した安次嶺美代子さん(ジェンダー問題を考える会代表)は「悔しいが、事件から1年経っても何も変わっていない。遺族への賠償は全く行われていない。 今日辺野古集会には3千人以上が集まった。辺野古での闘いは21年の長い闘い。岩礁破碎許可が3月で切れたのに、政府は再申請せずに工事を再開した。 一月前にも女性観光客が米兵に暴行されている。 ケネス被告はたまたま居合わせた被害女性が悪かった。逮捕されることについては全く心配しなかったと言っている。地位協定があり、基地に逃げたしまえばいいからだ。 『再発防止』で県警安全パトロール隊が100人増員されたが、辺野古にそく

り動員されているのではな

いと強調された。 講演した安次嶺美代子さん(ジェンダー問題を考える会代表)は「悔しいが、事件から1年経っても何も変わっていない。遺族への賠償は全く行われていない。 今日辺野古集会には3千人以上が集まった。辺野古での闘いは21年の長い闘い。岩礁破碎許可が3月で切れたのに、政府は再申請せずに工事を再開した。 一月前にも女性観光客が米兵に暴行されている。 ケネス被告はたまたま居合わせた被害女性が悪かった。逮捕されることについては全く心配しなかったと言っている。地位協定があり、基地に逃げたしまえばいいからだ。 『再発防止』で県警安全パトロール隊が100人増員されたが、辺野古にそく

り動員されているのではな

いと強調された。 講演した安次嶺美代子さん(ジェンダー問題を考える会代表)は「悔しいが、事件から1年経っても何も変わっていない。遺族への賠償は全く行われていない。 今日辺野古集会には3千人以上が集まった。辺野古での闘いは21年の長い闘い。岩礁破碎許可が3月で切れたのに、政府は再申請せずに工事を再開した。 一月前にも女性観光客が米兵に暴行されている。 ケネス被告はたまたま居合わせた被害女性が悪かった。逮捕されることについては全く心配しなかったと言っている。地位協定があり、基地に逃げたしまえばいいからだ。 『再発防止』で県警安全パトロール隊が100人増員されたが、辺野古にそく

り動員されているのではな

いと強調された。 講演した安次嶺美代子さん(ジェンダー問題を考える会代表)は「悔しいが、事件から1年経っても何も変わっていない。遺族への賠償は全く行われていない。 今日辺野古集会には3千人以上が集まった。辺野古での闘いは21年の長い闘い。岩礁破碎許可が3月で切れたのに、政府は再申請せずに工事を再開した。 一月前にも女性観光客が米兵に暴行されている。 ケネス被告はたまたま居合わせた被害女性が悪かった。逮捕されることについては全く心配しなかったと言っている。地位協定があり、基地に逃げたしまえばいいからだ。 『再発防止』で県警安全パトロール隊が100人増員されたが、辺野古にそく



インフォメーション

止めよう! 辺野古埋立て 共謀罪法案は廃案に! 6・10国会大包围

6月10日(午後2時)国会周辺/実行委員会ほか